

川の再生

10th

Anniversary



コバトン&さいたまっち

埼玉県 浄化槽「市町村整備型」 導入マニュアル Ver. 2

平成31年2月



埼玉県環境部水環境課

【目次】

1. はじめに.....	1
2. 導入の流れ.....	3
3. 市町村整備型導入に当たり懸念される課題と解消方策（提案）	4
(1) 事務処理量の増加.....	5
(2) 財政負担の増加	8
(3) 新たなニーズ等への対応.....	11
(4) 意思決定.....	13
(5) その他.....	13
4. 導入に当たっての留意事項.....	16
(1) 導入のための準備.....	16
ア 事業計画期間及び設置基数の設定	16
イ 住民負担.....	17
ウ 使用料徴収システムの開発等	17
(2) 交付金関係	18
ア 国の交付金	18
(3) その他.....	18
ア 施工.....	18
イ 財産処分.....	19
5. 資料編.....	20
(1) 「市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」【修正版】	20
(2) 財産処分の承認基準について（概要）	30
(3) 全国の市町村整備型の導入自治体一覧.....	31
(4) 導入済み市町村からのヒアリング結果.....	33
(5) 用語集.....	37

1. はじめに

○本県では、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置付け、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいる。県民、誰もが川に愛着をもち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するためには、河川汚濁の主な原因である生活排水の処理施設を整備することが極めて重要である。

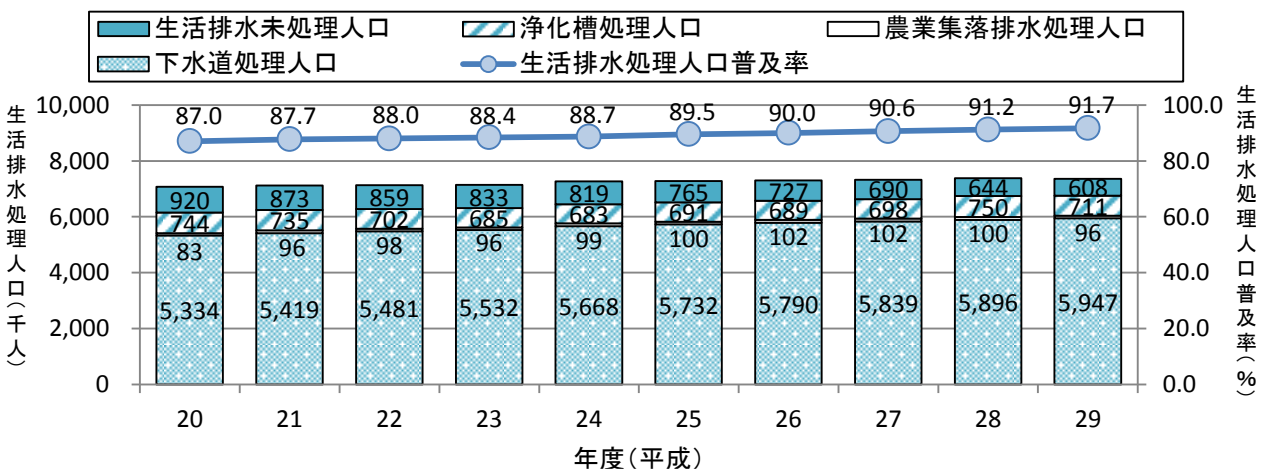
○県では、市町村と連携・協力して広域的な観点から生活排水処理施設を整備を計画的に進めるための指針として、平成28年10月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下、「構想」と記す。）を策定した（平成22年度に策定した構想の見直し）。

○本県の平成29年度末の生活排水処理人口普及率（※）は91.7%に達し、浄化槽整備区域における単独処理浄化槽の基数も年々減少しているものの、平成37年度に生活排水処理人口普及率を100%にする目標を達成するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をさらに加速化させる必要がある。

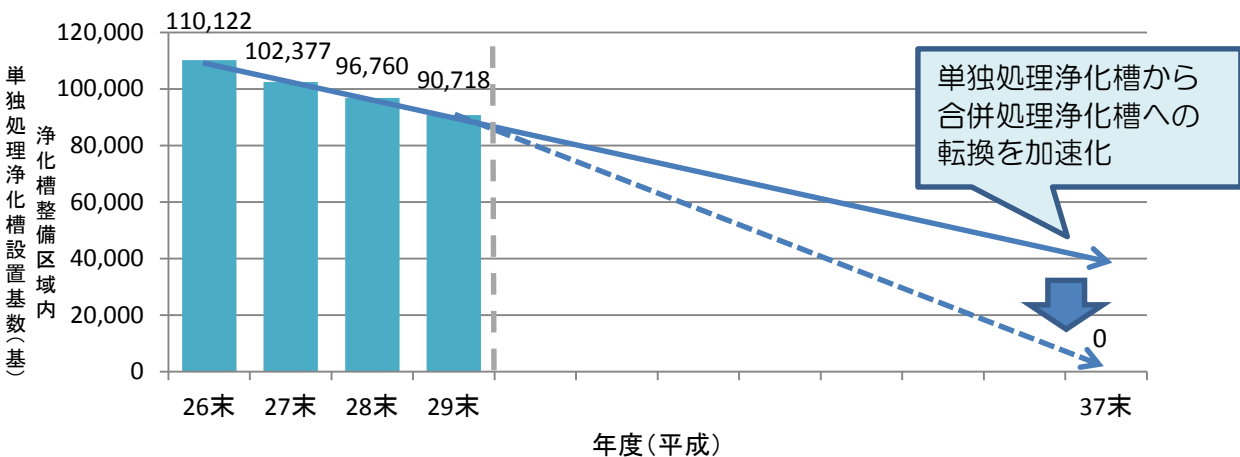
（※）生活排水処理人口普及率…下水道、農業集落排水、浄化槽などで生活排水を処理している人口の総人口に対する割合

《埼玉県生活排水処理施設整備構想の目標》

- ・平成37年度に生活排水処理人口普及率を100%にする。
- ・持続的・安定的に生活排水処理のサービスを住民に提供する。



生活排水処理人口の推移

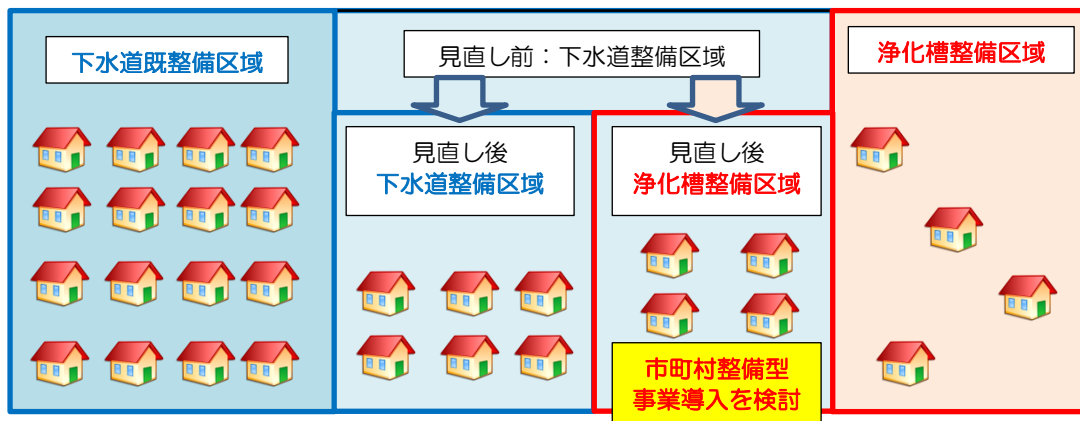


浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽の基数の推移

- 構想の目標の確実な達成に向け、下水道が計画されている区域のうち、市街化調整区域などで明らかに目標年度までの整備が困難な区域については、下水道整備区域から浄化槽整備区域へ切り替えることも必要となる。公共下水道は、人口減や財源確保の観点から維持管理中心にシフトしつつあり、新たな整備への国庫投入が抑えられる状況になっている。
- この場合、代替手法として、公共下水道と同様、市町村が整備し、維持管理も実施できる市町村整備型による浄化槽整備が適していると考えられる。市町村整備型は、使用者が業者へ自ら連絡して浄化槽を維持管理する「個人設置型」に対し、適正な維持管理も期待できるものである。
- また、転換が進むにつれ、難工事を伴うなど工事が困難な世帯の比率が高まることから、転換数が伸びにくくなる面もあり、市町村整備型を市町村全域で導入する以外に、それぞれの課題解消の手段として、一部区域で導入することも可能である（※）。特に市町村整備型の導入が効果を発揮すると考えられる地域は次のとおりであり、該当する区域を有する市町村においては、今一度、市町村整備型の導入を検討されたい。

項目	市町村整備型の整備対象となる地域のパターン			
	①市町村域の全域	②整備区域を見直す地域 (例：下水道⇒浄化槽)	③共同浄化槽の導入が期待できる地域	④構想の目標の達成に向け、スピードアップを図る必要がある地域
利点	<ul style="list-style-type: none"> ●対象世帯が多くなるため、事業計画が立案しやすい。 ●対象者が多くなるため、生活排水処理率の向上に対する寄与度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期間で、下水道と同等のサービスの提供が可能となる。 ●特定の地域を計画的に整備することができ、公共用水域の保全につながりやすい。 (下図参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別に設置するよりも複数戸に1基設置する方が経済的、効率的な場合に対応できる。 ・近隣に処理水の放流先確保が困難な地域 ・ミニ開発等で整備された狭小な敷地の住宅密集地域 など (P.12 参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ●単独処理浄化槽が比較的多く残存する地域又は市町村全域における転換を加速化する。

【整備区域見直しイメージ】



※県内では寄居町で事例あり（農業集落排水施設整備区域からの変更）

○本マニュアルは、平成24年2月に作成した「埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル」を修正し、状況変化への対応や最新情報の掲載等を行ったものであり、市町村整備型導入の検討や既に導入済みの市町村にとっても、大いに活用されることを期待するものである。

2. 導入の流れ



3. 市町村整備型導入に当たり懸念される課題と解消方策（提案）

●市町村整備型の導入に当たっては、次のような課題が懸念されており、それぞれについて課題解消に向けた考え方を示すので、それらを踏まえ導入に向けた検討を行うものとする。



(1) 事務処理量の増加

課題	解消方策
<ul style="list-style-type: none"> ●事務作業量が増加するのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村整備型の実施段階では、工事の発注や契約、維持管理など新たな業務が発生する。 ・長期的に見ても、大量退職等に伴う職員数の減少により、新たな事業に従事する職員の配置は難しく、他事業との兼任により個人の負担が大きくなるが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村直営以外の方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体に適した実施体制（PFI 事業や包括的民間委託）の導入を検討する。民間事業者が持つ専門的知識・経験を活用でき、事務処理の合理化が期待できる。 ・「PFI 導入可能性調査」を行う。 ・広域的行政組織（一部事務組合、協議会、機関等共同設置等）の導入を検討する。 ●人員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・導入までの1～2年の準備期間に必要な人員を確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ●専門職員が必要となるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の環境部局では、工事の契約や発注などの事務処理に精通した職員の確保が難しい。 ・ベテラン職員の退職により、浄化槽の設置から維持管理に関する知識や資格を有する職員を配置することができず、適正な事業判断が難しくなることが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道部局との連携の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の入札や契約、工事関係等を経験している上下水道部局の職員の配置又は連携を検討する。 ●県職員や県の事務費補助等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等に関して、県職員の派遣、事務費補助等により負担軽減を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ●長期にわたる維持管理が不安である。 <ul style="list-style-type: none"> ・転居等による空き家化、土地の相続、転売等による浄化槽の休止、撤去等の対応が取れないなどの不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●期間限定での事業実施（終期設定） <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の維持管理業務を軽減するため、期間限定の事業実施（終期設定や一定期間管理後、住民へ譲渡する制度の導入）を検討する。

【事務処理量の増加への対応の視点】

導入段階 (1～2年)	実施段階 (～10年以上)	長期対応 終期設定
<ul style="list-style-type: none"> ●人員の確保 ●PFI 導入可能性調査の実施 ●事業計画の策定と財政シミュレーション実施による実施体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画に基づく事業運営（整備・管理） <p>【直営以外の実施体制と期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI（民間事業者(SPC)による運営） <ul style="list-style-type: none"> ・コストの縮減 ・業務量の縮減 ・民間営業力の活用 ・地域経済活性化 ・広域化(※1)（広域行政組織による運営） ・共同化（上下水道事業との連携含む） <ul style="list-style-type: none"> ・コストの縮減 ・業務量の縮減 ・公共施設ストックの適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰属制度（寄付採納） <ul style="list-style-type: none"> 市町村による適正な維持管理が期待できる反面、業務負担が増加する ●浄化槽を含む生活排水処理施設の概成と持続的・安定的な維持管理の確保が図れた段階での事業完了 <ul style="list-style-type: none"> ・終期設定 ・財産処分(※2)（使用者への譲渡）

(※1) 下記報告書の中で、各市町村に推奨される事業スキームを示している。(P.7 参照)

「広域的浄化槽行政移行推進計画策定業務委託報告書」(平成 29 年 3 月 埼玉県)

(※2) 財産処分については、P.19 及び P.30 参照。

【市町村整備型に係る業務量の目安（年間目標基数を50基とした場合）】

段階	業務内容	準備期間 (か月)	県ができる協力、支援			
導入段階 (1~2年)	○意思決定	3	○情報提供、技術的助言 ○研修会の実施			
	○実施体制の検討(PFI導入可能性調査) ○PFIアドバイザー業務	6~24	○導入促進補助(1/2補助) 例：調査委託費820万円×1/2			
	○事業計画の設定		○導入促進補助(1/2補助) 例：排水先調査840万円×1/2			
	○財政計画の作成	6~12	○研修会の実施 ○財政シミュレーション個別支援			
	○維持管理(使用料徴収)システム		○導入促進補助(1/2補助) 例：システム開発費700万円×1/2			
	○条例制定 ○特別会計の設定	3	○条例案の提示 ○議会想定作成 ○事務費補助 例：400万円×1/2×2か年			
	○住民説明会	3	○県職員の派遣、協力			
準備期間 計		6~24				
実施段階 (5~10年以上)	業務内容		PFIによる委託可能な業務 (※1)	市町村職員の業務量(勤務8h/日)		
			1基あたり (h/基)	年間最大(50基)		
				直営	PFI導入の場合	
	設置に伴う業務	○申請受付・書類審査	○	2~4h	25日	PFI事業者が実施
		○現地確認	◎	1~2h	12.5日	
		○計画書、設計、工事図面作成	◎	2~4h	25日	
		○積算書作成	◎	2~4h	25日	
		○入札、契約資料作成	◎	2~4h	25日	
		○住民・関係者との調整	○	3~6h	37.5日	19日
		○設置届申請	◎	1~2h	12.5日	PFI事業者が実施
		○設置工事	◎	-	入札業者が実施	
		○工事検査の実施	◎	5~8h	50.0日	
		○浄化槽設置完了通知書交付	◎	1~2h	12.5日	
	○PFI事業モニタリング業務(※2)	×	-	-	24日	
	小計			19~36h (約3~5日)	225日	56日
維持管理業務	○委託業者入札・契約資料作成	×	/	2~4日	2~4日	
	○保守点検、法定検査、清掃業務	◎		委託業者が実施	PFI事業者が実施	
	○故障等受付・記録・管理対応	◎		15~24日		
	○維持管理資料作成	◎		6~12日		
○PFI事業モニタリング業務(※2)	×	-	-	6~12日		
事業運営 管理業務	○特別会計・各種申請事務	○	/	20~30日	10~15日	
	○料金徴収事務	◎		6~12日	PFI事業者が実施	
	○補助金申請事務	◎		12~18日		
	○PFI事業モニタリング業務(※2)	×		-		6~12日
必要作業時間 計(※3)				286~325日	80~99日	

※1 明確性、反復性、標準化の観点から評価した。(◎：委託可能、○：条件付で委託可能、×：委託不適)

※2 事業が適正に推進されるよう確認、監視等を行うための業務

※3 PFI導入により、市町村職員の業務量が約70%(=1-(99/325))削減できると試算できる。

【PFI導入によるコスト縮減効果】

県内では、嵐山町がPFIによる事業を実施している。

岩手県紫波町と大阪府富田林市（第一期）では、PFI導入によるコスト縮減効果を公表している。両市町ともに、PFI導入可能性調査段階のコスト縮減効果を約40%と見込んでいたが、事業実施後は約45～70%と想定よりも高い値となっている。

「PFI導入可能性調査」や「PFIアドバイザー業務」は、県の導入促進補助の他、環境省「循環型社会形成推進交付金（計画策定調査費）」の交付対象（初年度事業費の3.5%以内）となる。

◎岩手県紫波町の例

市町村名	設置基数 (H18～27)	事業期間 年数	事業費等（千円）			
			PSC (公設公営)	PFI (BTO) (民設民営)	コスト縮減効果	
					差額	%
可能性調査段階	目標 2,200基	10年間	513,000	314,000	199,000	38.8%
事業実施後	653基	10年間	165,090	50,232	114,858	69.6%

事業実施後の数値は、モニタリング実績額

資料) 環境省「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」(平成26年2月)

資料) 岩手県紫波町ホームページ-管理型浄化槽PFI事業モニタリング-(平成27年度概要書)

<http://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/3/3/1/412.html>

◎大阪府富田林市の例

市町村名	設置基数 (H17～23)	事業期間 年数	事業費等（千円）			
			PSC (公設公営)	PFI (BOT) (民設民営)	コスト縮減効果	
					差額	%
可能性調査段階	目標 448基	7年間	89,018	53,596	35,439	39.8%
事業実施後	448基	7年間		48,603	40,415	45.4%

事業実施後の数値は、SPC契約額

(参考) SPC契約額 設置工事費単価 718,200円/基(5人槽)

保守管理業務単価 24,150円/基(5人槽)

資料) 大阪府富田林市ホームページ-浄化槽(基本情報)第一期浄化槽PFI事業者選定等

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/49/2287.html>

【広域的行政組織の活用】

市町村整備型の導入に当たり、市町村の事務作業量を削減する手法の一つとして、広域化（広域的行政組織）が考えられる。新たな組織を立ち上げるのも良いが、既存組織を活用してみることも推奨する。

事業組織		概要	県内実施状況
1	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	3協議会 (消防分野) (H27.4.1 現在)
2	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	7委員会・ 附属機関 (H29.4.1 現在)
3	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。執行権限の譲渡を伴う	30委託者 (環境衛生分野) (H31.1.1 現在)
4	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	29組合 (環境衛生分野) (H30.4.1 現在)

※県内実施状況：埼玉県ホームページ「広域行政制度」より作成

(2) 財政負担の増加

課題	解消方策
<p>●市町村の財政支出が大きくなるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村整備型導入時の財政支出が多い。 維持管理費を使用料だけで賄えず、一般会計からの繰入れなどで対処する市町村が多い。 水道事業や下水道事業又は近隣市町村の料金設定とのバランスから適正な使用料を徴収できていない。 <p>下水道事業では、独立採算制の原則にある「一般会計において負担すべき経費」について、「雨水公費、汚水私費の原則」と規定され、事業運営を進めている。浄化槽事業においても、汚水私費の原則に基づき、利用者からの使用料で起債償還費（交付税措置分を除く。利息分も含む。）と維持管理費を適正に回収できる額を設定するなど、市町村の財政負担の軽減のため、適正な使用料を徴収することを推奨する。</p>	<p>●<u>県・国の補助金や特定財源の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県や国の浄化槽整備費補助金を活用する。（P.10 参照） 市町村負担分は、起債ができるため一般財源を抑えることができる。 県では、市町村整備型の導入に係る各種事業に対する補助メニューを用意しているので、適宜活用する。 <p>●<u>適正な使用料の徴収</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 財政シミュレーションの試算により、適正な使用料を設定する。 浄化槽の人槽規模や水道使用料に応じた従量制の導入を検討する。利用者間の公平性を確保し、維持管理費の増加にも対応できる。 適正な使用料の目安については、下表参照。
<p>●経年劣化が進むにつれて修繕費が多くなるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃や修繕に係る市町村負担が過大である。 浄化槽の利用状況や使用人数に応じて清掃や修繕の頻度が異なるのに、使用料が定額である。 浄化槽メーカーによる保証期間の経過後、修繕費が増加する。 	<p>●<u>使用者との適正な負担区分の設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 修繕費を安易に市町村負担としない。 修繕費を徴収する場合は、実費での徴収を原則とする。 将来発生が見込まれる修繕費や物価変動を考慮した使用料を設定する。 例：10年後に、ブロー交換を1回10万円と想定し、月額使用料に約830円（＝10万円/120か月）を加算するなど
<p>●滞納が増えるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 転居等による空き家化、土地の相続、転売等により、使用料の滞納が発生する。 使用者と連絡がつかず、浄化槽の移転や撤去等の対応が取れないなど、維持管理業務に支障をきたす。 入院や施設入所、無収入などにより、使用料の徴収が困難となる。 	<p>●<u>確実かつ効率的な使用料徴収の方法の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道部局等と使用料徴収や滞納管理、会計処理、台帳管理、事務処理を共同化する。 代理人を選任し、事務処理や使用料の納入の手続き代行ができるようにする。

【使用料の負担区分と適正な使用料内訳の目安（例）】

旧マニュアル p.42

項目	負担区分		使用料		備考
	市町村	住民	年額の平均	月額平均	
保守点検費	○		15,000円	1,250円	
法定検査費	○		4,800円	400円	
清掃費	○		22,600円	1,880円	使用状況を考慮する
消耗品費	△	○	3,200円	270円	実費徴収を原則とすることを検討する
修繕費		○	6,500円	540円	
人件費	○		5,200円	430円	任意徴収
計			57,300円	4,770円	
計(人件費・消耗品費・修繕費除く)	—	—	42,400円	3,530円	人槽規模や物価変動等を考慮する

【財政シミュレーション例】

＜＜前提条件＞＞

- 市町村整備型『環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業』（P.10 参照）
- 事業期間（設置・維持管理 30 年間）
- 設置基数 300 基（初年度から 6 年目まで毎年 50 基ずつ）
- 浄化槽本体工事・設置工事費 1,020 千円（国助成：510 千円、県補助：345 千円）
- 維持管理費：42,400 円/年（3,530 円/月）（※修繕・消耗品費は含まない。）
 - ・保守点検費 15,000 円/年（年 4 回）
 - ・法定検査費 4,800 円/年（年 1 回）
 - ・清掃費 22,600 円/年（113 円/10L）
- 人件費 7,000 千円/年（事業期間：1～3年目：2 人、4 年目以降 1 人として試算）

＜＜事業（維持管理）期間 30 年＞＞

整備基数	浄化槽 1 基	浄化槽 300 基
①起債額（51%）	32 千円	9,639 千円
②維持管理費	1,272 千円	349,800 千円
③支払利息※	21 千円	6,249 千円
④人件費	231,000 千円	231,000 千円
市町村負担額 計	232,325 千円	596,688 千円
個人負担額 計	1,374 千円	380,400 千円
初年度（分担金）	102 千円	30,600 千円
使用料	1,272 千円	349,800 千円

＜使用料＞

- 維持管理費を使用料で賄うためには、月額 3,530 円の徴収が必要である。（上記の他、修繕・消耗品の実費分が別途必要）
- 起債額のうち交付税措置を除く市町村負担分（32 千円）を使用料で回収するためには、さらに月額 300 円程度を加算する。

※支払利息：金利 2%（元利均等・固定金利）、返済期間 30 年）で試算

維持管理期間を 10 年として設定（終期設定）すると



＜＜整備事業期間 6 年、維持管理期間計 16 年＞＞

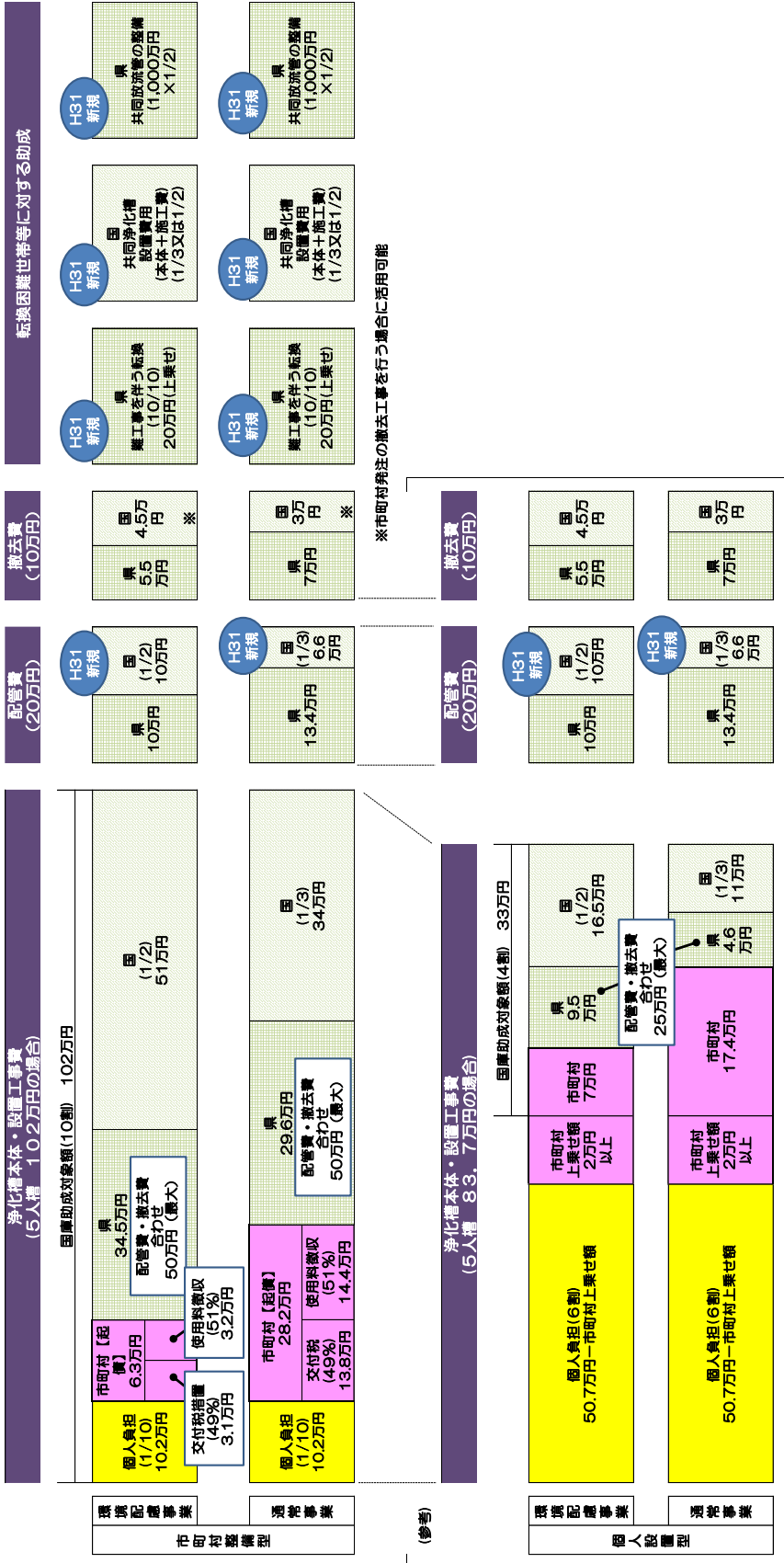
整備基数	浄化槽 1 基	浄化槽 300 基
①起債額（51%）	32 千円	9,639 千円
②維持管理費	678 千円	171,720 千円
③支払利息※	7 千円	1,969 千円
④人件費	133,000 千円	133,000 千円
市町村負担額 計	133,720 千円	316,328 千円
個人負担額	780 千円	202,320 千円
初年度（分担金）	102 千円	30,600 千円
使用料	678 千円	171,720 千円

市町村負担額 △280 百万円
維持管理費 △178 百万円
人件費 △ 98 百万円

※支払利息：金利 2%（元利均等・固定金利）、返済期間 10 年）で試算

- ※起債額のうち交付税措置を除く市町村負担分は、使用料に加算することで回収が可能。
- ※事業期間を短縮することで、市町村職員の人件費を大幅に圧縮することができる。

【補助スキーム】



【国交付金】

- 国交付金の交付要件
国交付金の設置基数要件は、平成29年度まで、毎年20基以上(平成30年度は、地域計画期間内(5~7年)に100戸以上に緩和)となっており、市町村整備型の導入を躊躇させる要因ともなっていたが、平成31年度からは、共同浄化槽の設置を対象とすることを踏まえ、複数基数要件は撤廃される予定である。
- 「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」
通常事業の助成率は1/3であるが、単独槽等からの転換が5割以上などの要件を満たす場合は、助成率が1/2となる。

【県補助金】

- 整備費補助
 - ・ 重点地域 500千円/基、普通地域 400千円/基
 - ・ 個人負担：約10万円程度に軽減(参考：個人設置型は50万円程度)
- 転換困難世帯等に対する助成
 - ・ 難工事を伴う転換に対し、1基当り200千円を上乗せ補助
 - ・ 浄化槽処理水の放流先確保(共同放流管の整備)に対する補助(1/2補助)
- 市町村整備型の導入促進補助
 - ・ 市町村整備型の導入に当り新たに生じ生ずる事務に対する補助
820万円×1/2
700万円×1/2
840万円×1/2
400万円×1/2(2か年)
 - (例) PFI導入可能性調査
維持管理システム導入
浄化槽処理水の放流先調査
事務費補助

(3) 新たなニーズ等への対応

課題	解消方策
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道整備区域における下水道整備が遅れている。 ●下水道整備予算の確保が困難になっている。 ●人口減など経済性の観点から、下水道整備を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>地域限定で市町村整備型を検討</u> <ul style="list-style-type: none"> ●住民は、下水道の代替施設として、公共による浄化槽整備を期待。 ●短期間で下水道と同等のサービスの提供が可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> ●転換が困難な世帯が増えている。 ●既設の単独処理浄化槽が、住宅と塀の狭い間に設置されている。(住宅の基礎の下に潜り込んでいる) ●浄化槽の掘り起しに重機が使用できないため、手掘りになる。 ●浄化槽がコンクリート又はタイルで覆われており、剥がす必要がある。 ●新しい浄化槽の搬入のためのスペースを確保(植栽の伐採、塀の撤去)する必要がある。 ●浄化槽処理水の排水先が近隣に見当たらない。 ●難工事のため費用が多くかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>現場の確認、ニーズの把握</u> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者ごとに浄化槽の設置条件が異なる場合があるので、戸別訪問により、設置条件や使用者の意向を把握する。 ●<u>個別の対応の検討</u> <ul style="list-style-type: none"> ●公園や空き家、私道などに「共同浄化槽」を設置し、処理水を放流する「共同放流管」を整備する。転換のスピードアップや浄化槽の設置工事に係る費用や期間の短縮が期待できる。(P.12 参照) ●共同浄化槽の設置に当たっては、対象地域内の住民の同意が得られるようコミュニティがしっかりしていることなどが必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ●空き家が増えている。 ●高齢化が進行している地域では、後継ぎがなく、いずれ空き家になることが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>事業対象の明確化</u> <ul style="list-style-type: none"> ●各市町村の財政状況等に応じ適正な維持管理基数を保持する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔新築住宅の取扱い 寄付採納制度の適用範囲 財産処分に伴う利用者への譲渡〕 ●休止条件(全量引き抜き、水張り確認等)を満たすまで使用料を徴収するなどの措置を講じる。 ●生活排水処理施設の概成と持続的・安定的な維持管理が確保された段階で、使用者に浄化槽を譲渡するなど、財産処分を行うことを考慮しておく。 ●浄化槽の設置状況調査を実施し、浄化槽台帳の整備、管理を行う。

【参考 合併処理浄化槽(50人槽) 本体価格(自然流下方式)】

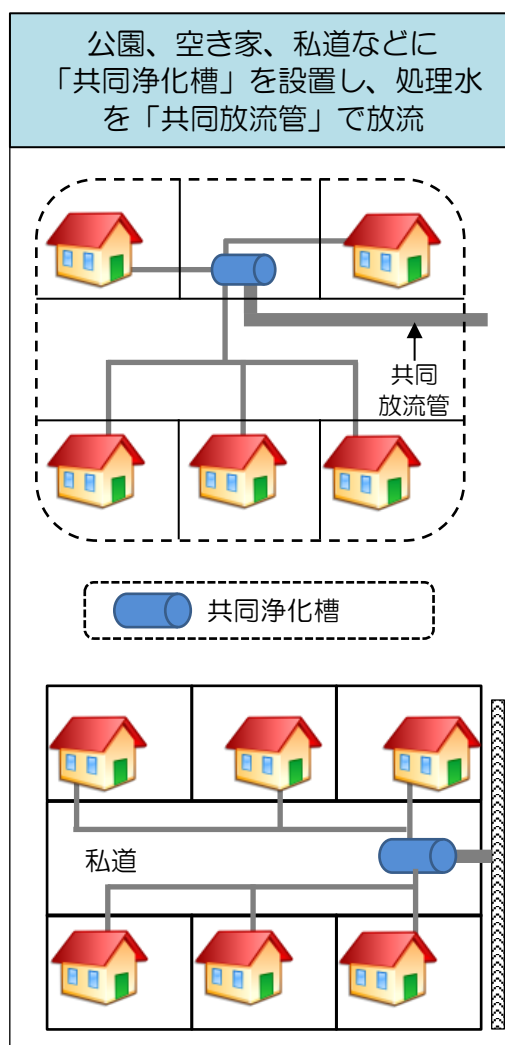
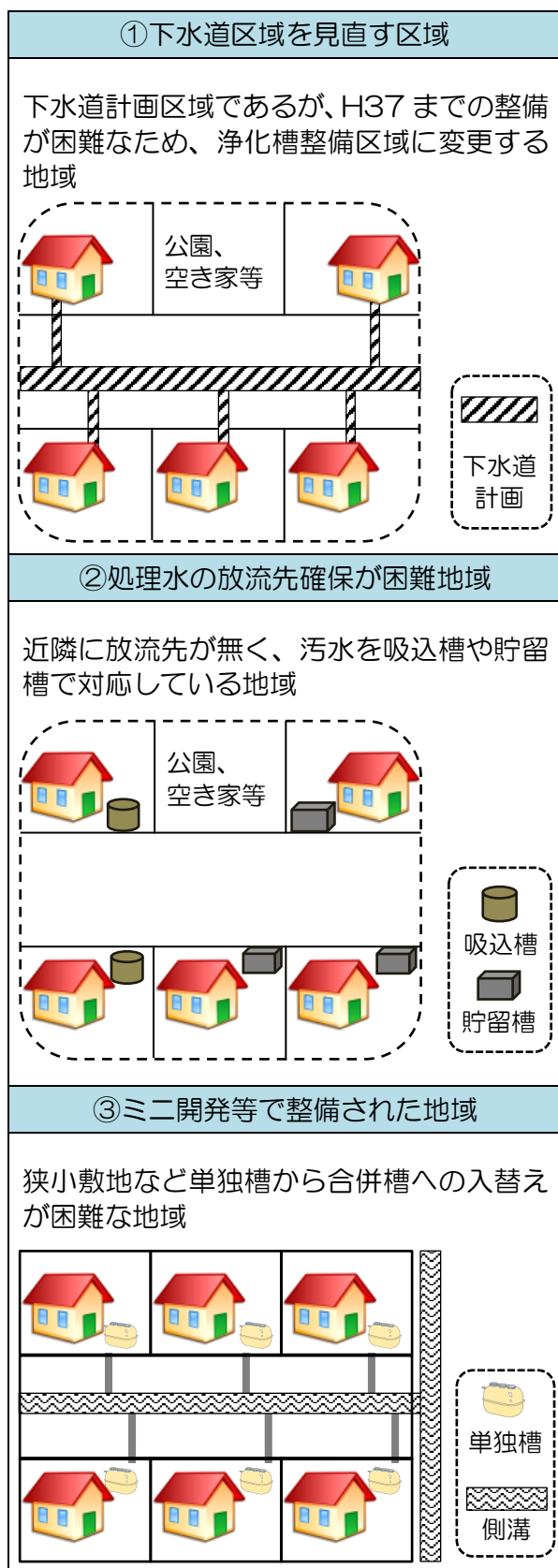
	クボタ (HC-AT-50 (BOD 除去型))	大栄産業 (FCX-50C) (窒素除去型)	ハウステック (KGRN 型) (窒素除去型)	フジクリーン (CEN-50) (窒素除去型)
50人槽	4,500千円	7,150千円	6,582.7千円	7,400千円

各社ホームページを参照(平成31年1月末現在)

※51人槽以上は受注生産品のため、価格は各メーカーにお問い合わせ確認のこと。

(参考)クボタ http://jokaso.kubota.co.jp/jokaso/chugata/hc_at/spec.html
 大栄産業 http://www.daie-industry.co.jp/products/pdf/daie_kogata.pdf
 ハウステック <http://www.housetec.co.jp/products/environment/kg rn2/index.html>
 フジクリーン https://www.fujiclean.co.jp/material/Docs/catalog/index.php#sec_2

共同浄化槽イメージ図



【難工事の例】

- 既設の単独槽が、住宅と塀の狭い間に設置されている。
- 浄化槽の掘起しに重機が使用できないため、手掘りになる。
- 浄化槽がコンクリート又はタイルで覆われており、剥がす必要がある。
- 浄化槽の搬入スペースを確保（植栽の伐採、塀の撤去）する必要があるなど

- 「共同浄化槽」は、浄化槽を個別に設置するよりも、市町村整備型で共同浄化槽（100人以内）を設置する方が、転換を含め汚水処理を効率的かつ集中的に進めることができる場合に、国が平成31年度から助成対象として予定しているものである。
- 共同浄化槽は、1基あたりの工事費・維持管理費が高くなるが、個別に設置するよりも1戸あたりの費用が少なく済む。

(4) 意思決定

課題	解消方策
<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定の方法がわからない、判断材料が乏しい。 ・市町村整備型の事業を導入する意思決定の方法がわからず、事業の実施の是非を判断できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●不安材料の整理、払拭 ●県からの情報提供、マニュアルの活用 ・市町村整備型に係る情報収集に努めるとともに、本マニュアル等により不安材料を精査する。 ・導入済み市町村の事例を調べる。
<ul style="list-style-type: none"> ●財政部局の理解が得られない。 ・限られた予算の中で、財政部局の理解が得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業シミュレーションの実施 ・事業シミュレーションを実施し、事業計画、収支計画、使用料等の試算を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ●事業スケジュールを作成することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準的な事業スケジュールの提案 ・市町村整備型の検討開始から事業導入までの標準的な流れ、スケジュール等はP.14及びP.15に示すとおりであり、これらを参考に検討を行う。

(5) その他

課題	解消方策
<ul style="list-style-type: none"> ●市町村整備型のメリットを感じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民目線で検討 ・個人設置型に対し、浄化槽設置時の個人負担が大幅に軽減される。 ・浄化槽の維持管理を安心して託すことができる。 ●事業者との連携を検討 ・PFI導入を含む事業者との連携により、企業の営業努力・ノウハウを生かした転換希望者の掘起しなど効率的な事業運営が期待できる。
<ul style="list-style-type: none"> ●市町村整備型を導入したからといって、浄化槽の設置基数が伸びるとは限らない。 ・元々、転換の気運がない（感じられない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会等住民との連携を検討 ・住民説明会や戸別訪問の実施により、地域全体の気運を醸成することができる。 ・市町村整備型を導入済の市町村では、導入前に比べ転換基数が大幅に増加した実績がある。

県内の市町村整備型導入前後の状況（単位：基数）

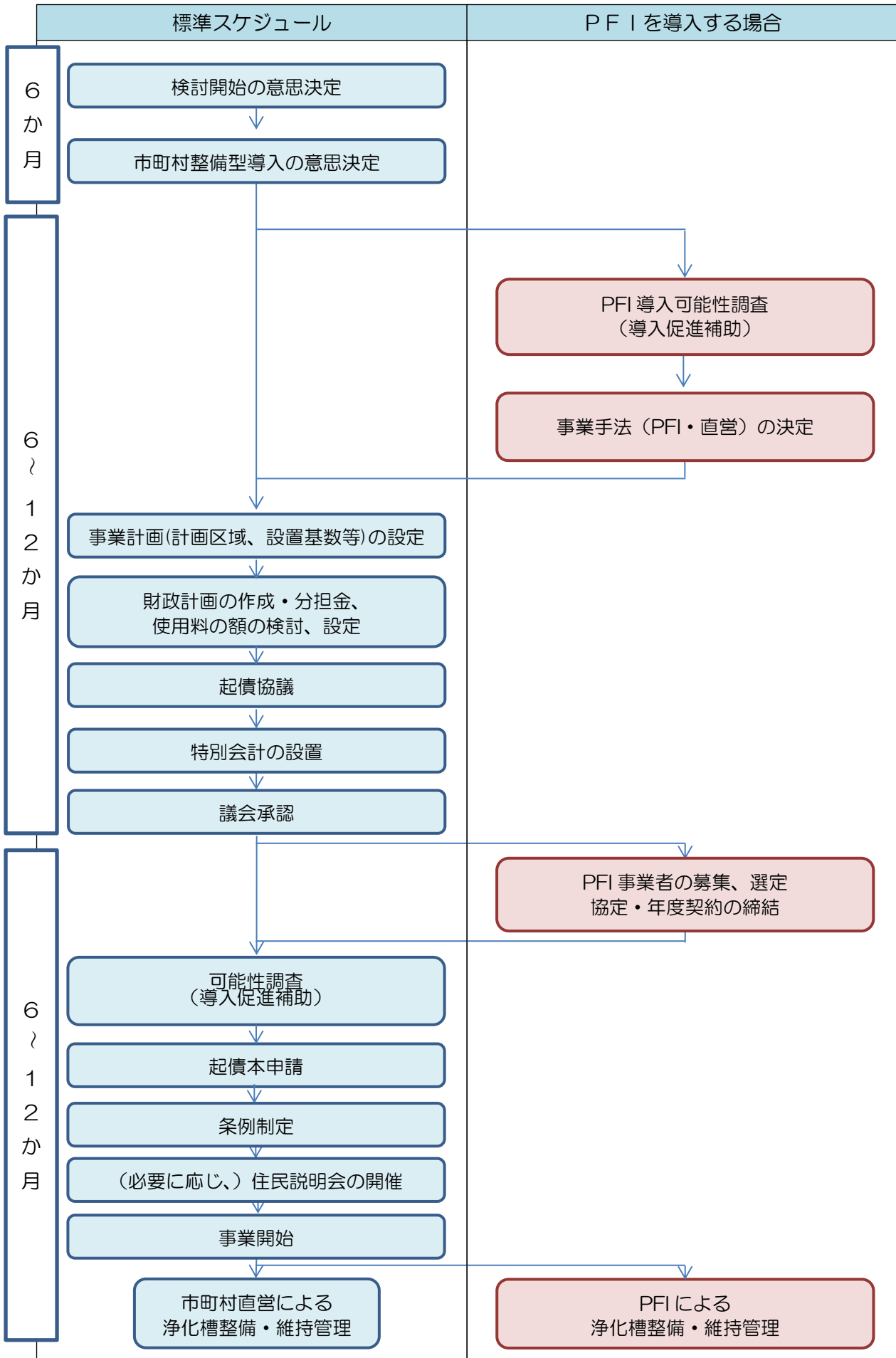
市町村名	導入年月	導入前年度 (個人設置型)	導入年度 (市町村整備型)
A 町	H24. 4	1	112
B 町	H24. 10	2	34
C 組合	H25. 4	13	24
D 町	H25. 12	1	20
E 町	H26. 10	11	16
F 町	H29. 10	—	14
計		28	220

※H24以降導入町・組合のみ（H23以前は不明）

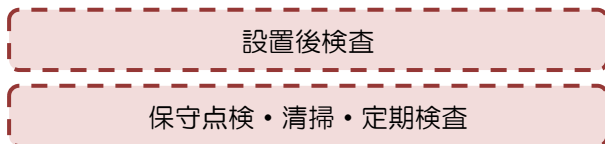
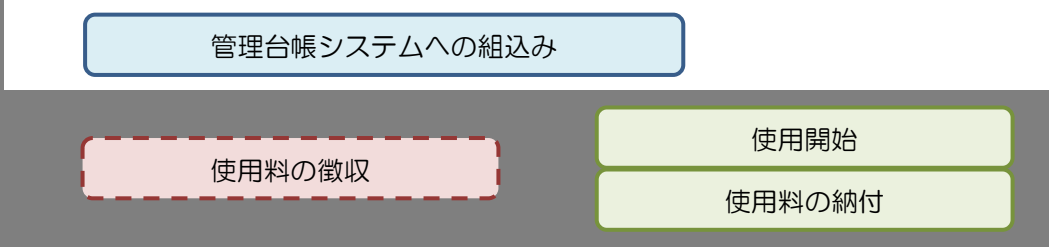
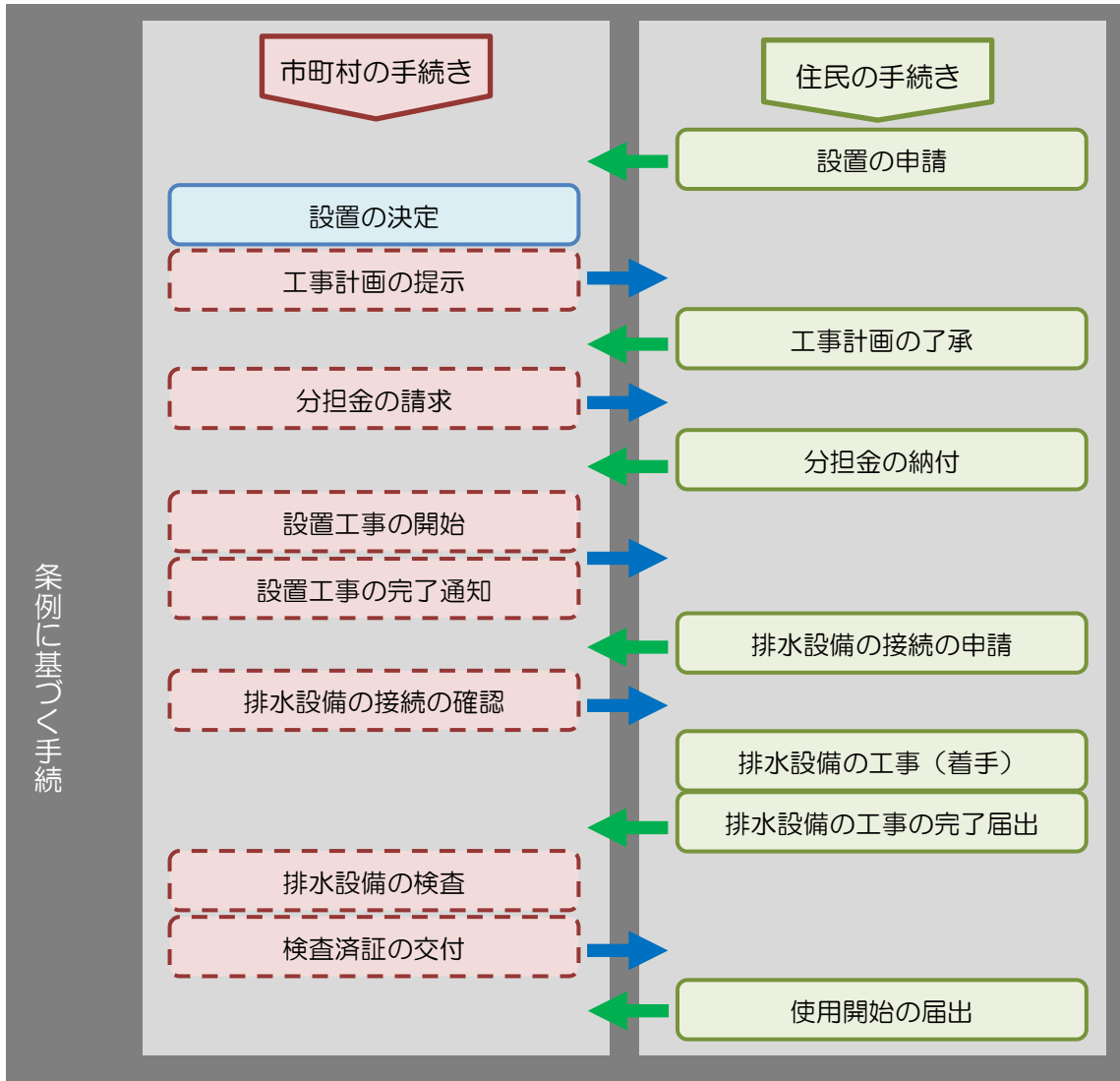
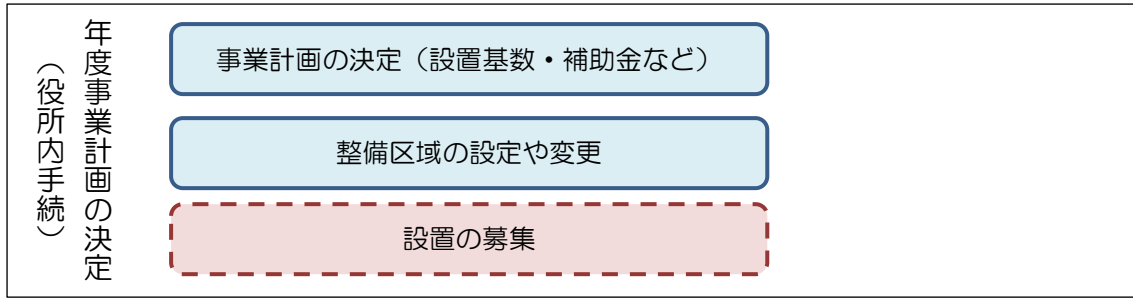
※F 町は一部地域のみ実施

市町村整備型導入に当たっては、地域住民の意向を把握するため、住民説明会やアンケート調査を行うことが必須であるが、こうした取組が、「市（町村）がやるならやる」、「周りがやるならやる」といった気運醸成に大いに影響を与えていると考えられる。

【事業スケジュールの例】



【事業開始から使用開始までの流れ】



■ PFI 事業による可能な業務

4. 導入に当たっての留意事項

導入の各段階における留意事項については、旧マニュアルを基本とするが、新たな情報等を以下に記す。

旧マニュアル：「埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル」（平成 24 年 2 月）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/shichouseiseibigatamanual.html>

※参考資料として、環境省「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」（平成 26 年 2 月）が公表されていることから、検討の参考とされたい。

(1) 導入のための準備

旧マニュアル p.17-19

ア 事業計画期間及び設置基数の設定

- 事業期間は、構想の目標との整合性や国交付金の要件を満たすことができるように設定することが求められる。
- 将来の計画整備基数は、構想の目標年度（平成 37 年度）までに必要な転換基数から勘案し、下記に示す事項について情報を収集・整理し、市町村の財政状況や維持管理体制を踏まえ、計画達成可能な年次別の整備基数を設定する。市町村が策定するアクションプランとの整合性も図る。

検討項目	検討内容	備考
◆現状把握	・人口・世帯数の実績、事業対象数（住宅数・事業所数） ・既整備の合併処理浄化槽数（寄付採納の対象数） ・関連計画（下水道・農業計画、開発計画等）	浄化槽台帳等の活用・整備
◆整備対象となる浄化槽基数の推計	・人口・世帯数、事業対象数（住宅数・事業所数）の推計	人槽規模別推計が必要
◆整備可能な浄化槽基数の推計	・浄化槽設置意向に基づく、整備可能基数の設定	住民意向調査の実施
◆年度別計整備基数	・事業期間内の年次別整備基数の設定	

- 寄付採納制度を導入する場合は、事業計画区域内の既整備の浄化槽基数から寄付採納される浄化槽基数を見込んでおく必要がある。
- 市町村整備型の導入により、浄化槽の整備が促進され、清掃等の維持管理が適正に実施されることで、浄化槽汚泥の発生量が増加することになるため、既存のし尿処理施設等の受入・処理能力等について、事業計画の段階で確認しておく必要がある。

イ 住民負担

①使用料の設定

- 浄化槽整備の財源としては、国交付金、県補助金、起債、市町村一般会計からの繰入、住民分担金があり、それぞれの地域での実情に応じて設定することが重要である。
- 使用料の料金体系としては、下記に示す3つ方式が挙げられる。なお、料金体系は、条例で定めるべき事項となっている。
 - a 定額制：人槽ごとに定めた使用料を徴収(県内：秩父市他)
 - b 人数制：1人当たりの使用料を定め、使用に人数に応じて徴収(県内：適用なし)
 - c 従量制：汚水 1m³当りの使用料を定め、上下水道使用料に応じて徴収(県内：嵐山町他)

②分担金の設定

- 県内市町村等の分担金の設定は、浄化槽本体・本体工事費の10%程度としている市町村が大多数で、横瀬町では下水道と同等のサービスとすることを前提としており、分担金を徴収していない。
- 分担金の額は、下水道等の他の生活排水処理事業との関係から、市町村ごとの状況に応じて設定することが望ましい(分担金の減免規定や分割納付制度を設けている場合もある)。
- 浄化槽の更新時の分担金の負担区分についても決定しておくことも必要ある。

③住民と市町村の負担区分の明確化

- 維持管理のうち、修繕・消耗品費は、維持管理の経過や利用者の使用状況等によって修繕・消耗品の交換頻度が異なることから、負担区分を明確にしておく必要がある。
- 県内市町村等では、秩父市を除き、市町村が負担している状況にある。

ウ 使用料徴収システムの開発等

- 使用料徴収を管理するシステムに加えて、設置された浄化槽や住民から寄付を受けた浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等の状況を記録するための帳簿としての浄化槽台帳の整備も必要である。
- 浄化槽台帳システムにおいて管理更新すべき項目は、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第2版」(平成27年3月 環境省)を参考に、当該市町村の実情に応じて各種情報を設定すること。

環境省マニュアルの記載内容を、表形式にした(次頁参照)。

管理情報		項目
①	浄化槽特定情報	浄化槽管理者番号、位置情報、浄化槽製造番号 等
②	設置に関する情報	設置申請者氏名、設置場所、 浄化槽種類（メーカー・人槽・型式） 設置建築物情報（建物用途・延床面積） 使用人員、処理能力、放流先・処理方式 工事業者情報、工事予定・仕様開始予定年月日 等
③	浄化槽の使用に係る情報	使用者情報、使用予定人員（使用人員等その他情報） 使用廃止情報（使用休止情報） 等
④	維持管理に係る情報	法定検査情報（検査結果、担当保守点検・清掃業者等） 保守点検及び清掃の記録 登録保守点検業者情報、許可清掃業者情報 等
⑤	指導に係る情報	報告徴収・立入検査等、助言、指導、勧告、命令 等

※浄化槽台帳に関する各種情報は、環境省浄化槽サイト「浄化槽データ-台帳関係」を参照のこと。
<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/index.html>

(2) 交付金関係

旧マニュアル p.63-67

ア 国の交付金

①国の交付金の種類と内容

- 国の交付金には、環境省『循環型社会形成推進交付金』（多くの市町村がこちらを利用）の他、内閣府『地方創生汚水処理施設整備推進交付金』がある。
- 地方創生整備推進交付金は、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、道（市町村道、広域農道、林道）、汚水処理施設（公共下水道、集落排水（農業・漁業）、浄化槽）、港（港湾施設（地方港湾）、漁港施設（第一種漁港・第二種漁港））の3分野のうち2種類以上の施設整備に対して交付されるものであり、下水道、農業集落排水、浄化槽を一体的に整備する場合に有効である。
- 補助スキームは、「循環型社会形成推進交付金」と同様である。

(3) その他

旧マニュアル p.75-76

ア 施工

①工事業者の条件

- 浄化槽設置工事を実施できる事業者の条件は、次のいずれかに該当するものである。
 - ◆①浄化槽法第21条1項に基づく都道府県知事の浄化槽工事業者の登録を受けている。
 - ◆すでに建設業法（昭和22年法律第100号）に基づく土木工事業、建設工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている場合は、改めて登録する必要はない。県への届出（特例浄化槽工事業者届出書）が必要。（埼玉県ホームページ：「浄化槽工事業の届出」を参考のこと）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/joukasou-todokede.html>

イ 財産処分

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、財産処分の承認基準が定められている。
- 浄化槽については、「『環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準』の改正について（平成30年6月1日付け環境省大臣官房会計課事務連絡）」に基づいて対応する。
- 市町村整備型で整備した浄化槽は、基本的には、10年経過前の転用・無償譲渡等については、国庫返還を条件に国の承認が必要となるが、10年経過後の転用・無償譲渡等については、報告のみ（国庫返還不要）となっている。このため、市町村整備型で整備した10年目以降に、浄化槽が持続的・安定的に維持管理されることを前提として使用者に無償譲渡することで、市町村の長期にわたる負担軽減を図ることも可能である。（※市町村整備型を導入済みの市町村においても適用可能である）。
- 市町村整備型を実施した308の全国の自治体のうち、126の自治体が新規整備を終了している（H29末現在）。このうち、岩手県一関市、岡山県真庭市などで、一定期間経過後、使用者に無償譲渡することを条例で定めている。（P.30 参照）
- 一定期間の維持管理の後、使用者に譲渡する方法を取る場合は、当初からの事業計画にその内容を組み込んでおくことも考えられる。（※長崎県諫早市では、生活排水処理基本計画で位置づけている）

5. 資料編

(1) 「市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」【修正版】

市町村整備型を実施している全国の市町村の条例を参考に、旧マニュアルにおける条例（参考例）に含まれていない条文を追加した。

各市町村における地域の状況や他の条例等と整合を図りつつ、取捨選択の上、御活用いただきたい。

※（ ）アンダーライン箇所が、旧マニュアルにおける条例からの修正箇所

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条の2）
- 第2章 公設浄化槽の設置（第5条—第11条）
- 第3章 分担金及び使用料（第12条—第16条）
- 第4章 保管義務者の責務（第17条—第22条の3）
- 第5章 雑則（第22条の4—第26条）
- 第6章 罰則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公設浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公設浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する 100人槽以下の浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が95パーセント以上、放流水のBODが10mg/L（日間平均値）以下及び総窒素の除去率が80パーセント以上、放流水の総窒素濃度が10mg/L（日間平均値）以下の処理機能を有する浄化槽のうち、汚水を各戸ごと（共同住宅にあっては、共同住宅ごと）に処理するものであって、市（町村）が設置し、管理するものをいう。ただし、地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸に1基の浄化槽を設置したのもも対象とする。
- (2) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (3) 住宅 専ら居住の用に供する家屋（その一部を居住の用に供する家屋で延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら居住の用に供するものを含む。）をいう。ただし、業として不動産賃貸業を営む者が事業のために所有する住宅を除く。
- (4) 排水設備 汚水を公設浄化槽に流入させ、又は公設浄化槽で処理した汚水を放流するため

の管きよ、汚水ます、その他の排水施設をいう。

(5) 住宅所有者 公設浄化槽と現に使用されている住宅を排水設備で接続したその住宅の所有者をいう。

(6) 使用者 公設浄化槽が設置された住宅の所有者または、賃借等により当該住宅を使用する者で、汚水を公設浄化槽に排除して、これを使用する者をいう。

(7) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

(8) 転換 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第 6 条第 1 項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を公設浄化槽に入れ替えることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、浄化槽法で使用する用語の例による。

（し尿の排除の制限）

第2条の2 使用者は、し尿を公設浄化槽に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならぬ。

（整備区域）

第3条 公設浄化槽の整備の対象となる区域（以下「整備区域」という。）は、市（町村）の生活排水処理に関する計画に規定された浄化槽整備区域とする。市（町村）長は、整備区域を定めるときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（整備対象）

第4条 市（町村）は、転換を整備対象とする。

（適用除外）

第4条の2 次に掲げるものを適用除外とする。

(1) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定施設

(2) 住宅を継続的に使用すると認められない者

(3) 住民登録がない住宅所有者（賃貸住宅は除く。）の所有する住宅

第2章 公設浄化槽の設置

（設置申請）

第5条 整備区域内における住宅の所有者で転換を希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長に当該公設浄化槽の設置を申請することができる。

2 前項に規定する公設浄化槽の設置を希望するものは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は申請することができない。

(1) 公設浄化槽の設置及び管理に係る土地を、市（町村）が無償で使用に供することについて、当該土地の所有者（以下「土地所有者」という。）から承諾を得られない場合

(2) 市（町村）税を滞納している場合

3 市（町村）長は、第 1 項の規定による申請があったときは、公設浄化槽の設置の可否を決定し、その結果を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 申請者は、申請に当たり、公設浄化槽を廃止するまでの期間、公設浄化槽設置用地を市（町村）

が無償で使用できる旨の土地所有者の同意を得なければならない。第 1 項に規定する公設浄化槽を設置するにあたっては、既存の浄化槽又はくみ取り便槽は撤去するものとする。ただし、市（町村）長が特に認める場合はこの限りでない。

5 市（町村）は、設置した公設浄化槽について、経年劣化等による機能不全により使用を継続することが困難であると認められる場合（住宅所有者又は使用者の責に帰すべき事由による場合を除く。）は、住宅所有者及び使用者と協議の上、当該浄化槽を撤去し、新たに浄化槽を設置するものとし、再設置に関しては規則に定めるとおりとする。

6 公設浄化槽の設置及び管理に要する土地については、市（町村）と当該土地所有者との間で、土地使用貸借契約を取り交わすものとする。

（工事計画）

第6条 市（町村）長は、前条第 3 項の規定により公設浄化槽の設置が可能であると決定したときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を提示し、申請者の承認を求めものとする。

- (1) 工事の内容
- (2) 工事の時期
- (3) その他工事の遂行に必要な事項

2 申請者は、工事計画に異議があるときは、市（町村）長に対し、変更を求めすることができる。

3 市（町村）長は、前項の規定により工事計画の内容を変更する必要があると認めるときは、当該工事計画の内容を変更し、変更後の工事計画の提示により申請者の承認を求めものとする。

4 申請者は、工事計画を承認するときは、規則で定めるところにより、承認書を提出するものとする。

5 前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）、使用者及び土地所有者は、当該工事計画に基づく公設浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

6 受益者は、公設浄化槽の設置に支障となる物件がある場合においては、自らの負担により撤去、移転その他の措置を講じなければならない。

（公設浄化槽付近での掘削時の措置）

第6条の2 公設浄化槽の付近において掘削等の工事を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市（町村）長に届け出なければならない。

2 市（町村）長は、前項の工事を行おうとする者に対し、公設浄化槽の機能及び構造を保全するために必要な措置を命ずることができる。

（土地の立ち入り及び無償使用）

第7条 土地所有者その他公設浄化槽の設置及び管理に係る土地について権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、公設浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、市（町村）の職員又は市（町村）の委託を受けた者を当該設置及び管理に係る土地に立ち入らせるとともに、公設浄化槽を設置している間、当該設置及び管理に係る土地を無償で市（町村）の使用に供するものとする。

（工事業者の選定）

第8条 第 6 条第 4 項の規定により承認された工事計画による公設浄化槽の設置工事は、規則により指定した工事店（以下「指定工事店」という。）の中から受益者が選定した事業者が行うものとする。ただし、11 人槽以上の公設浄化槽の設置工事の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、公設浄化槽の標準的な設置工事に要する費用として規則で定める額

が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する額を超える場合は、市（町村）が入札により事業者を選定し、受益者に通知するものとする。

（標準的な工事以外の工事に要する費用）

第9条 市（町村）は、公設浄化槽を設置した場合、公設浄化槽の設置に要する費用（当該浄化槽の設置に係る土地に関する費用を除く。以下「公設浄化槽設置費」という。）が、浄化槽の設置に係る標準的な経費として規則で定める額（以下「標準設置費」という。）を超えるときは、分担金のほか、受益者ごとに、公設浄化槽設置費と標準設置費との差額を超えない範囲で当該受益者に負担させる経費（以下「増嵩経費」という。）の額を決定し、これを賦課することができる。ただし、一般住宅又は併用住宅の用に供するため〇人槽以下の公設浄化槽を設置する場合で分担金及び増嵩経費の合計額が△万円を超えるときは、△万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市（町村）が市（町村）の費用で施工することを適当と認めたものについては、この限りでない。

3 市（町村）は、増嵩経費の額その他必要な事項を遅滞なく当該受益者に通知しなければならない。

（排水設備の設置及びその設置に要する費用）

第10条 受益者は、公設浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに排水設備を設置しなければならない。

2 排水設備の新設等に要する費用は、受益者の負担とする。ただし、市（町村）長がその費用を市（町村）において負担することが適当であると認めたものについては、この限りでない。

3 排水設備は、管理者が定める構造基準によらなければならない。市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めたときは、排水設備を切り離すことができる。

(1) 利用者が 60 日以上所在が不明で利用がないとき。

(2) 排水設備が利用停止の状態であって将来利用の見込みがないと認めるとき。

4 住宅所有者等は、公設浄化槽に固着して工作物その他の物件を設けてはならない。ただし、市（町村）長の承認を得たときは、この限りでない。

（除害施設の設置）

第10条の2 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条第 1 項の規定により、次に定める基準に適合していない汚水を継続して排除して施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)… 以下、地域の環境基準若しくは下水道の基準を規定。

(2)… ～

(3)… ～～

2 前項の規定は、1 日当たりの平均的な汚水の量が規定で定める量に満たない者には適用しない。（無届工事施工の場合の措置）

第10条の3 管理者は、この条例の規定に違反して排水設備の新設等を行った者に対し、期限を付して、撤去又は改築を命ずることができる。

2 前項の規定による撤去又は改築に要した費用は、その者の負担とする。

3 管理者は、この章の規定に違反した無届工事を行ったことにより、公設浄化槽の機能を阻害し、損害が生じた場合は、当該無届工事を行った者に対し、その損害の賠償を命ずることができる。

(設置完了の通知)

第11条 市(町村)長は、公設浄化槽の設置を完了したときは、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。

第3章 分担金及び使用料

(分担金の賦課及び徴収)

第12条 市(町村)長は、公設浄化槽の設置を完了したときは、受益者ごとに、その工事費について別表第1に定める地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく受益者分担金(以下「分担金」という。)を賦課するものとする。

2 分担金の賦課期日は、公設浄化槽設置工事計画を承諾した日とする。

3 市(町村)長は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、及びその納付期日その他分担金の納付に必要と認める事項を受益者に通知しなければならない。

4 受益者は、前項の納期限までに分担金を納付しなければならない。ただし、市(町村)長が特別の事情があると認めるときは、納期限を延長することができる。

5 市(町村)長は、分担金を納入通知書又は口座振替の方法により一括して徴収するものとする。ただし、市(町村)長が特に必要と認めるときは、〇年に分割して徴収することができる。

6 市(町村)長は、受益者が納期限後〇月以内に分担金を納付しないときは、第〇条第△項の決定を取り消すことができる。

7 市(町村)長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その旨を受益者に通知しなければならない。

8 市(町村)長は、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。)の目的となっている家屋については、その質権等を有する者と当該家屋所有者とがそれぞれ協議し、当該家屋に係る分担金を負担する者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。

(分担金の猶予及び減免)

第12条の2 市(町村)長は、申請者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより、分担金を納入することが困難であると認めるとき又はその他市(町村)長が必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

2 市(町村)長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、分担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供するとき

(2) 国又は地方公共団体が企業の用に供するとき

(3) 申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の規定による保護を受けているとき

(4) 公益上その他特別の事情があると認められるとき

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市(町村)長に届け出なければならない。

2 公設浄化槽の使用の開始の届出をした者でその使用の休止又は廃止の届出をしないものは、公

設浄化槽を継続して使用しているものとみなす。

- 3 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、速やかに、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。

（代理人の選定）

第13条の2 使用者は、市（町村）内に住所を有しないときは、この条例について一切の事項を処理させるため、市（町村）内に居住する者のうちから代理人を選定し、市（町村）長に届け出なければならない。代理人を変更したときも、また同様とする。

（使用料の徴収）

第14条 市（町村）長は、公設浄化槽の使用について、使用者から、1月ごとの使用料として別表第2に定める額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額という。」）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収するものとする。

- 2 使用料は、偶数月にその前2箇月分（以下「使用月」という。）の使用について各月ごとに算定して合計したものを、納入通知書又は口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、市（町村）長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 使用料は、使用月のうち後の月の翌月の末日まで（当該翌月が12月の場合については25日までとする。）に納入しなければならない。

- 4 使用料は、市（町村）の水道料金にあわせて徴収することができる。

- 5 使用者が、使用月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の当該使用月の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) その月の使用日数が15日以下のとき 月額使用料の2分の1の額

(2) その月の使用日数が15日を超えるとき 月額使用料の額

- 6 月の中途において使用者に変更があった場合、その月の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の変更がその月の15日以前の場合 変更後の使用者の負担

(2) 使用者の変更がその月の16日以後の場合 変更前の使用者の負担

7 公設浄化槽の使用の休止又は廃止の届出がない場合は、公設浄化槽を使用したものとみなして、使用料を徴収する。

8 設計審査を受けようとする者は、1件につき審査手数料〇〇円を前納しなければならない。道路占用許可申請の委任を申し込む者は、委任手数料〇〇円を前納しなければならない。

（概算使用料の前納）

第14条の2 前条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公設浄化槽を使用する場合その他公設浄化槽を一時使用する場合において必要と認めるときは、市（町村）長は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公設浄化槽の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市（町村）長が必要と認めたときに行うものとする。

（使用料の精算）

第14条の3 市（町村）長は、使用料の納付後において、その額に増減が生じたときは、その差

額を追徴し、又は還付する。ただし、排水処理施設の使用を継続している場合は、次回以降に徴収する使用料で精算することができる。

(督促)

第14条の4 市(町村)長は、この条例の規定により徴収する分担金及び使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発して督促しなければならない。この場合の納付期限は、督促状を発した日から15日以内とする。

2 市(町村)長は、前項に規定する督促状を発した場合には、当該料金の額に、市(町村)税条例(〇〇年市(町村)条例第〇〇号)の規定に準じた督促手数料及び延滞金の額を加算して徴収するものとする。

(延滞金)

第15条 市(町村)長は、分担金又は使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、当該料金の額に、市(町村)税条例(〇〇年市(町村)条例第〇〇号)の規定に準じた延滞金の額を加算して徴収するものとする。

(徴収の猶予及び免除)

第16条 市(町村)長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、分担金、増高経費、使用料及び延滞金の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。

(1) 暴風、洪水、地震、火災その他の災害を受け、支払が困難と認められるとき。

(2) 公の生活扶助を受け、支払能力がないと認められるとき。

(3) 公益上その他特別の事情があると認められるとき。

第4章 保管義務者の責務

(保管義務者の責務)

第17条 使用者、住宅所有者及び土地所有者等(以下これらを「保管義務者」という。)は、公設浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 保管義務者は、市(町村)が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

3 使用者は、土砂、ごみ、油脂、農薬、薬品、金属その他公設浄化槽の機能を妨げ、又は公設浄化槽を損傷するおそれがあるものを公設浄化槽に排除してはならない。

(電気料金・水道料金の負担)

第18条 使用者は、公設浄化槽の使用に伴うブロウ及びポンプ設備等に必要な電気料金又は保守点検、清掃等に伴う電気料金、及び水道料金を負担しなければならない。

(修繕費用等の負担)

第19条 住宅所有者は、保管する公設浄化槽の修繕及びその消耗部品の交換に要する費用を、負担するものとする。

(排水設備の管理費用等の負担)

第20条 住宅所有者は、排水設備の修繕、交換その他管理に要する一切の費用を負担しなければならない。

(移設又は撤去)

第21条 保管義務者は、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去しようとするときは、

規則で定めるところにより、市（町村）長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、市（町村）長の指示に従い、その公設浄化槽を移設し、又は撤去しなければならない。

3 前項の規定による公設浄化槽の移設又は撤去に要する費用は、第 1 項の規定により承認を受けた者の負担とする。

（住宅所有者の地位の承継）

第 2 2 条 住宅所有者に変更があったときは、新たに住宅所有者になった者が、従前の住宅所有者の地位を承継するものとする。ただし、第 12 条第 1 項の規定（分担金）により定められた額のうち、変更があった日までに納付すべきものについては、従前の住宅所有者が納付するものとする。

2 前項の規定により住宅所有者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。

（既設浄化槽の帰属）

第 2 2 条の 2 整備区域内において、この条例の施行前に設置され、かつ、この条例の施行後に使用されている浄化槽（浄化槽本体に限る。以下「既設浄化槽」という。）を所有する者で当該既設浄化槽を市（町村）に帰属させることを希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長にその帰属の申請をすることができる。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市（町村）長は、第 1 項の申請があったときは、既設浄化槽の帰属の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定による決定に基づき市（町村）が取得した既設浄化槽は、公設浄化槽とみなし、この条例の規定（第 6 条及び第 8 条から第 12 条までの規定を除く。）を適用する。

（譲渡）

第 2 2 条の 3 市（町村）が設置した後規則で定める期間（10 年）を経過した公設浄化槽については、市（町村）財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成〇年条例第〇号）の規定にかかわらず、住宅所有者、使用者又は公設浄化槽が設置されている土地の所有者に譲渡することができる。

第 5 章 雑則

（維持管理の委託）

第 2 2 条の 4 市（町村）長は、公設浄化槽の設置目的を効果的に達成するため、必要に応じ、その管理を管理資格を有するものに委託することができる。

（PFI 事業）

第 2 2 条の 5 市（町村）長は、公設浄化槽の設置及び管理に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業として実施することができる。

（資料の提出）

第 2 3 条 市（町村）長は、保管義務者に、公設浄化槽の設置、管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第24条 市（町村）長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、公設浄化槽が設置されている建築物若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽及び排水設備の検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、保管義務者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第24条の2 市（町村）長は、公設浄化槽の管理上必要があると認めるときは、排水設備の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

2 市（町村）長は、第17条第1項の規定により公設浄化槽が適正に保管されていないと認めるときは、使用者又は住宅等所有者に対し、適正な保管のため必要な措置を命ずることができる。

（処分の取り消し）

第24条の3 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によつてした処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

(2) 詐欺その他不正の手段により、この条例の規定による処分を受けた者

（公設浄化槽使用の停止）

第24条の4 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、公設浄化槽の使用を停止することができる。この場合において、これによって生じた損害は、使用者の負担とする。

(1) この条例に基づき納入しなければならない使用料等を定められた納期限までに特別の理由もなく納入しない場合において、督促を発しても、なお、これに従わないとき。

(2) この条例により、市（町村）の職員が職務の執行をしようとするとき、これを拒み、又はこれを妨害したとき。

(3) この条例に違反して汚水を排除し、このため公設浄化槽の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（損害賠償）

第25条 公設浄化槽を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能を損なわせた者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市（町村）長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（規則への委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

（過料）

第27条 次に掲げるものは、5万円以下の過料に処する。

(1) 第13条第1項又は第3項の規定による届出を怠ったもの

(2) 第21条第1項の規定による承認を受けないで公設浄化槽の移設又は撤去を行ったもの

(3) 正当な理由がなく第 24 条第 1 項に規定する報告又は立ち入り及び検査を拒んだもの

(4) 第〇条の規定に違反した者

(5) 第 5 条第 1 項に規定する申請書、第 21 条第 1 項に規定する申請書、第 23 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出したもの

- 2 詐欺その他不正の行為により、分担金又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表第 1（第 12 条関係）（略）

別表第 2（第 14 条関係）（略）

(2) 財産処分の承認基準について (概要)

【地方公共団体の場合】(注1)

<<国庫納付に関する承認の基準>>

- A (ア) 10年経過後の転用、無償譲渡等 (注2)
 (イ) 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等 (注2)
 (ウ) 災害等による取壊し又は廃棄等

○国庫納付不要
 ○報告によるみなし承認 (包括的承認制)

- B (ア) 10年経過前の転用、無償譲渡等 (注2) (注3)
 (イ) 有償譲渡等

○国庫納付を条件に承認

<<財産処分納付金の額>>

① 10年経過後の有償譲渡等

$$\text{譲渡額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

※②の額を上限額とする。

② 10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡等

$$\text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数}}{\text{処分制限期間}}$$

(注 1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。

(注 2) A(ア)(イ)、B①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行われるもの。

(注 3) 10年経過前でも、次の場合は、国庫納付不要。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う転用、無償譲渡等 (個別に認めた場合)
- ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
- ・やむを得ない取壊し等

(注 4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合は、①の算定式を使用。

- ・市町村合併、地域再生等に伴う場合 (個別に認めたもの)
- ・同一事業を10年以上継続する場合

【地方公共団体以外の場合】(省略)

「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」については、以下のページを参照のこと。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k010.pdf>

(3) 全国の市町村整備型の導入自治体一覧

1 4. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況		(平成28年度事業実施市町村名)		(平成29年度事業新規実施市町村名)		(平成27年度以前に事業を実施した市町村)	
都道府県名	市町村数	市町村数	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	7	7	0	北海道	9	北海道	9
青森県	2	2	0	青森県	0	青森県	2
岩手県	10	10	0	岩手県	0	岩手県	4
宮城県	9	9	0	宮城県	0	宮城県	1
秋田県	4	4	0	秋田県	0	秋田県	10
山形県	7	7	0	山形県	0	山形県	3
福島県	6	6	0	福島県	0	福島県	5
茨城県	5	5	0	茨城県	0	茨城県	2
栃木県	1	1	0	栃木県	0	栃木県	2
群馬県	11	11	0	群馬県	0	群馬県	5
埼玉県	11	11	1	埼玉県	1	埼玉県	0
千葉県	4	4	0	千葉県	0	千葉県	0
東京都	6	6	0	東京都	0	東京都	1
神奈川県	2	2	0	神奈川県	0	神奈川県	0
新潟県	5	5	0	新潟県	0	新潟県	2
富山県	0	0	0	富山県	0	富山県	2
石川県	5	5	0	石川県	0	石川県	2
福井県	1	1	0	福井県	0	福井県	2
山梨県	3	3	0	山梨県	0	山梨県	4
長野県	4	4	0	長野県	0	長野県	9
岐阜県	2	2	0	岐阜県	0	岐阜県	0
静岡県	0	0	0	静岡県	0	静岡県	0
愛知県	0	0	0	愛知県	0	愛知県	1
三重県	0	0	0	三重県	0	三重県	2
滋賀県	6	6	0	滋賀県	0	滋賀県	0
京都府	3	3	0	京都府	0	京都府	2
大阪府	5	5	0	大阪府	0	大阪府	2
兵庫県	0	0	0	兵庫県	0	兵庫県	1
奈良県	1	1	0	奈良県	0	奈良県	2
和歌山県	0	0	0	和歌山県	0	和歌山県	4
鳥取県	3	3	0	鳥取県	0	鳥取県	2
島根県	7	7	0	島根県	0	島根県	4
岡山県	1	1	0	岡山県	0	岡山県	6
広島県	4	4	0	広島県	0	広島県	2
山口県	1	1	0	山口県	0	山口県	2
徳島県	1	1	0	徳島県	0	徳島県	3
香川県	0	0	0	香川県	0	香川県	3
愛媛県	5	5	5	愛媛県	5	愛媛県	4
高知県	1	1	0	高知県	0	高知県	1
福岡県	5	5	0	福岡県	0	福岡県	0
佐賀県	8	8	0	佐賀県	0	佐賀県	1
長崎県	1	1	0	長崎県	0	長崎県	5
熊本県	9	9	0	熊本県	0	熊本県	5
大分県	2	2	0	大分県	0	大分県	5
宮崎県	3	3	0	宮崎県	0	宮崎県	1
鹿児島県	3	3	0	鹿児島県	0	鹿児島県	3
沖縄県	0	0	0	沖縄県	0	沖縄県	0
合計	176	176	6	合計	6	合計	126

資料) 環境省「浄化槽の指導普及に関する調査結果」

(4) 導入済み市町村からのヒアリング結果

番号	項目	秩父市	小鹿野町	ときがわ町	東秩父村	鳩山町	滑川町	嵐山町	吉見町	横瀬町	寄居町	皆野長瀬 下水道組合	
1	事業期間	事業開始年度 平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成15年度	平成19年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度	平成25年度	
2	整備基数(累積)	計画	1,500基(～H31)	805基(～H32)	770基(～H32)	585基(～H32)	303基(～H30)	332基(～H32)	500基(～H30)	45基(～H30)	100基(～H30)	100基(～H32)	330基(～H34)
		実績	1,938基(～H30)	1,381基(～H30)	938基(～H29)	344基(～H30)	212基(～H30)	145基(～H30)	480基(～H30)	30基(～H29)	108基(～H30)	35基(～H30)	175基(～H30)
3	事業実施地域	下水道認可区域、農業集落排水区域以外	地域全域	地域全域	地域全域	下水道認可区域、農業集落排水区域以外	下水道認可区域、農業集落排水区域以外	下水道整備計画区域を除く全域	下水道認可及び計画区域、農業集落排水区域以外	公共下水道計画区域を除いた区域	一部地域	公共下水道計画区域外の区域(水質汚濁防止法の指定地域、生活排水対策重点地域、自然公園地域)	
4	対象建築物	住宅(兼用含む)	住宅、公共施設、事業所等	住宅、公共施設、事業所等	住宅、公共施設、事業所等	住宅(兼用含む)	住宅(兼用含む)	専用住宅・共同住宅・兼用住宅(1/2以上が住居)・自治体所有の集会所	居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物	住宅(兼用含む)	住宅(兼用含む)、自治体所有の集会所	住宅(兼用含む)	
5	分担金	100,000円(5・7人槽)	83,160円(5人槽)	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)	92,000円～(5人槽)	102,000円(5人槽)	徴収なし	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)	
		130,000円(10人槽)	95,472円(7人槽)	113,400円(7人槽)	113,400円(7人槽)	113,400円(7人槽)	113,400円(7人槽)	104,000円～(7人槽)	113,400円(7人槽)		113,400円(7人槽)		
		設置費4割(11～人槽)	117,936円(10人槽)	138,000円(10人槽)	138,000円(10人槽)	138,000円(10人槽)	138,000円(10人槽)	129,000円～(10人槽)	138,000円(10人槽)		138,000円(10人槽)		
6	分担金徴収方法	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	—	現金一括徴収	現金一括徴収	
7	使用料	設定根拠	維持管理費相当	維持管理費相当	維持管理費相当	維持管理費相当	他都市を参考に設定	維持管理費相当	下水道料金相当	他都市を参考に設定	下水道料金相当	住民負担(起債+維持管理)	下水道料金相当
		1,188円/月(税込)	2,056円/月(税込)	2,570円/月(税込)	2,500円/月(税込)	2,500円/月(税込)	3,000円/月(税抜)	下水道使用料に準じる。(基本料金を除く。)	3,000円/月(税別)	3,200円/月(税別)	2,800円/月(税抜)	1,900円/月(税抜)	
		1,300円/月(税込)	(5～20人槽)	(5～10人槽)	(人槽区分なし)	(5～10人槽)	(人槽区分なし)	基本料金(1,500円)+従量制(130円/m ³) (10～20m ² まで)	(人槽区分なし)	4,000円/月(税別)	(5～10人槽)	(5～10人槽)	
2,100円/月(税込)	4,112円/月(税込)	(21～40人槽)	(上から～10・～20・～50人槽)	4,800円/月(税別)	(上から5・7・10人槽)	4,800円/月(税別)	(上から5・7・10人槽)	4,800円/月(税別)	(上から5・7・10人槽)	4,800円/月(税別)	(上から5・7・10人槽)		
保守点検回数	法令に基づく	保守回数 3回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	保守回数 4回/年	
8	使用料徴収方法	納入通知書又は口座振替	納入通知書又は口座振替	納入通知書又は口座振替	口座振替	水道料の支払い方法による	納入通知書又は口座振替	納入通知書又は口座振替(原則、水道事業会計に使用料徴収委託)	納入通知書又は口座振替	納入通知書又は口座振替(原則、口座振替)	納入通知書又は口座振替(水道料金と一括)	原則口座振替、引き落とし出来なかった場合は納付書	
9	使用料徴収時期	年度ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	1箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	
10	使用料滞納状況(累計)	10件(H30.12月現在)	23件(H30.11月現在)	14件(H30.5月現在)	41件(H30.12月末)	43件(H30.11月末)	10件(H30.11月末)	0件(H30.12月末)	0件(H30.10月末)	0件(H30.10月末)	—	0件(H30.10月末)	
11	不納欠損事例	使用者所在不明	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
12	滞納処分根拠規定	なし	なし	あり 地方自治法236条	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
13	起債額(円/基)	約400,000円/基	約448,000円/基	約520,000円/基	約332,000円/基	約400,000円/基	約382,000円/基	約440,000円/基	約510,000円/基	約590,000円/基	約300,000円/基	約254,000円/基	
14	指定工事店数(うち市町村内)	82件(50件) (H30.4月現在)	59件(16件) (H30.12月現在)	56件(8件) (H30.12月現在)	20件(1件) (H30.12月現在)	23件(5件) (H30.11月現在)	7件(7件) (H30.11月現在)	PFI方式による 工事施工13件(13件) (H30.12月現在)	8件(8件) (H30.12月現在)	31件(5件) (H30.10月現在)	—	15件(15件) (H31.2月現在)	
15	担当課	下水道課	衛生課	建設環境課	保健衛生課	産業環境課	環境課	上下水道課	水生活課	建設課	生活環境 エコタウン課	業務課 (浄化槽担当)	
	内訳	専任	3人	2人	2人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	2人
		兼任	0人	0人	0人	1人	2人	0人	2人	2人	1人	3人	0人
		パート	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
PFI事業者(専任)		—	—	—	—	—	—	—	2人	—	—	—	
16	対象浄化槽	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷、③BOD除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	①窒素又は磷除去能力型	

番号	項目	秩父市	小鹿野町	ときがわ町	東秩父村	鳩山町	滑川町	嵐山町	吉見町	横瀬町	寄居町	皆野長瀬 下水道組合			
17	住民と市 町村の 負担区 分	保守点検費	市	使用者	町	村	町	町	町	町	町	町			
		清掃費	使用者	使用者	町	使用者	町	町	町	使用者	町	町	使用者		
		法定検査費	市	使用者	町	村	町	町	町	町	町	町	町		
		修繕・消耗品	条例等規定	使用者	使用者	—	村	町	町	使用者	—	町	町	町	
			フロー交換	使用者	使用者	町	村	使用者	町	町	—	町	町	町	
			その他 市町村負担	なし	あり	あり	なし	なし	—	なし	なし	なし	なし	なし	
		その他①	配管費	—	—	使用者	—	使用者	使用者	使用者	—	—	使用者		
その他②	水道代、電気代	—	—	使用者	—	使用者	使用者	使用者	—	—	使用者				
18	使用料 徴収管 理シス テムに ついて	①徴収管理システムの仕様	秩父市基幹システム契約会社	既存システムを改修して使用	町で一括委託しているシステムの利用	汎用ソフト利用(エクセル等)	町内で利用している財務会計システムを使用	他使用料システムを準用	上下水道料金システムの利用	上下水道料金システムの利用	浄化槽用のシステムの利用	上下水道料金システムの利用	浄化槽管理ソフト		
		②システム開発・改修の期間	1.5年	1年	不明	—	—	1年	—	6箇月	6箇月	—	1年		
		③システム開発・改修の費用	開発費	市一括契約	5,249千円	不明	—	0円	5,145千円	—	—	3,175千円	—	4,449千円	
		維持管理費	市一括契約	0円/年	0円/年	—	0円/年	389千円/年	—	—	—	—	97千円/年		
19	維持管 理体制 について	ア 保守点検	エリア設定	エリア分けあり	エリア分けあり	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けあり		
			業者数	9社	2社	4社	6社	5社	2社	2社	—	10社	—	2社	
			契約方法	単価契約 ・見積り合わせ	単価契約 ・随意契約	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約	単価契約	—	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約
			清掃業者重複数	0社	0社	3社	5社	5社	2社	2社	0社	1社	0社	2社	
		対象世帯の把握と 点検方法	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	毎月保守点検を行う浄化槽 のリストを打ち出し、事業者 へ連絡	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	毎月保守点検を行う浄化槽 のリストを打ち出し、事業者 へ連絡	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	PFI事業で行っているので、 事業者が把握している。	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	毎月保守点検を行う浄化槽 のリストを打ち出し、事業者 へ連絡	対象業者数が増えるごとに 事業者へ渡し対応	毎月保守点検を行う浄化槽 のリストを打ち出し、事業者 へ連絡		
		イ. 清掃	エリア設定	住民が個別に 事業者と契約	エリア分けあり	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けなし	エリア分けあり	
			業者数		2社	4社	5社	5社	2社	2社	1社	1社	1社	2社	
			契約方法		単価契約 ・随意契約	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約	—	単価契約 ・随意契約	単価契約	単価契約	
			保守業者重複数		0社	3社	5社	5社	2社	2社	0社	1社	—	2社	
			料金徴収方法		使用料徴収時とは 別に徴収	使用料徴収時と 一緒に徴収	使用料徴収時と 一緒に徴収	使用料徴収時と 一緒に徴収	使用料徴収時とは 別に徴収	使用料徴収時と 一緒に徴収	使用料以外に 徴収していない	使用料徴収時とは 別に徴収	使用料に 含まれている	使用料徴収時と 一緒に徴収	使用料徴収時と 一緒に徴収
立ち会いの有無	立ち会い無し	一部立ち会い (浄化槽修繕に伴う清掃)	立ち会い無し	立ち会い無し	立ち会い無し	立ち会い無し	立ち会い無し	立ち会い無し	すべて立ち会い	立ち会い無し	立ち会い無し	立ち会い無し			
20	普及啓 発につ いて	ホームページ(モバイル)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		広報誌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		回覧板	●	●			●	●							
		区長会													
		集会(自治会)													
		チラシ配布	●		●	●		●		●	●	●			
		事業者の活用			●	●		●		●					
		戸別訪問			●	●				●					
その他(イベント、説明会)			●						●	●	●				
21	寄付採納 制度の有 無	有	無	無	無	有	無	有	無	有	有	無			
		寄採納件数(基)	0基	—	—	—	0基	—	277基	—	17基	0基	—		
22	市町村整備型導入の経緯	国庫補助の対象が4割の設置整備事業に対して、市町村整備推進事業は全体が対象範囲になり個人負担も1割で済むこと、また、当時秩父市では人槽かける10万円という補助を行っていたため、経済比較した場合公費の持ち出しも少なくなるという結論に達したため。	平成12年9月6日に「赤平川流域生活排水対策重点地域」の指定を受け、導入要件を満たすことができたため、平成13年度より浄化槽市町村整備推進事業を導入した。	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、平成15年度から実施。	平成14年12月に水質汚濁防止法に基づき、「槻川・都幾川上流域生活排水対策重点地域」に指定されたことをきっかけに、平成15年度より導入。	平成19年4月1日から実施を予定し、生活排水対策及び生活基盤を整備する必要がある地域において、町が主体となって浄化槽の計画的な整備を図ること、その後の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、設置後における浄化槽の維持・管理を行っていくことを目的として事業が導入された。	浄化槽の適切な維持管理(法廷検査受検率の向上等)による水質の向上、および、公共下水道・農業集落排水と同様に浄化槽の公共事業による地域格差を解消のため。	平成22年3月、県が「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定したのに合わせ本町の生活排水処理施設基本計画を見直し、下水道及び浄化槽で整備する区域の色分けをした。その際、平成37年度を目標年度として浄化槽区域は「市町村整備型合併処理浄化槽」で整備する方針の変更とその整備手法としてPFI方式を選定した。	生活排水の適正な処理を促進することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とし市町村整備型を導入しました	浄化槽設置工事費や維持管理に関する住民負担を軽減し、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促すことにより、公共用水域の水質保全を目的として導入した。また、当町においては、下水道事業も平行して実施しているため、下水道区域と浄化槽区域に住んでいる住民へのサービスの均一化も導入経緯の一つである。	下水道認可区域外は、個人設置型で対応していたが、転換が進まない状況や構想の目標設定に伴い、効果的・効率的に進めるには町や住民にメリットの多い市町村整備型を導入するという結論に至った。一つの町では国庫補助事業基準の達成が難しいことや、生活排水処理事業の窓口を一本化することの考えから、当組合で1年間の準備期間を経てH25年度より市町村整備型事業を導入することとなった。				

(5) 用語集

● S P C（特別目的会社：Special Purpose Company）

PFI 事業を実施する際につくられる法人で、通常は株式会社。SPC は P F I 事業だけを行う会社組織であり、公募提案する共同企業体が出資して作られることが多い。

SPC は公共団体との PFI 契約の相手方であり、建設・運営・管理に当たる当事者である。PFI 法では SPC を必置としているわけではないが、ファイナンスや実際の事業実施のやりやすさから、ほとんどの事業で設置されている。

● 寄付採納制度

既に設置済みの浄化槽を一定の条件をクリアした場合に市町村が無償で受け入れ、市町村整備型の実施に関する条例の適用を受ける浄化槽となる制度のこと（帰属制度とも言う）

● 旧マニュアル

埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル（平成 24 年 2 月 埼玉県環境部水環境課）

● 共同浄化槽

各家庭から施設まで配管で集合させ、一括して処理する浄化槽のこと。市町村整備型の交付金対範囲は、原則として戸別・複数戸に 1 基を設置する方が経済的・効率的な場合のみ複数戸（5 戸以下）までであった、平成 31 年度からは 100 人以内までの接続が範囲が拡大される見込みである。

● 公共用水域（水質汚濁防止法第 2 条より）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。（道路側溝など含む、下水道を除く。）

● 公営企業

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のこと、一定の事業（地方財政法施行令第 3 7 条に列挙される 1 3 事業）の経理は特別会計を設けて行われなければならないとされている。

地方財政法に定める公営企業のうち、①水道事業（簡易水道事業を除く。）、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業については地方公営企業法のすべてが適用され、⑧病院事業については、地方公営企業法のうち財務規定等が適用される。なお、その他の事業についても、地方公共団体の判断により法律の全部又は一部を適用することができる。

● 事業スキーム

事業やプロジェクトなど、様々な行動を起こす際に必要となってくる資金や組織間の調整などのマネジメントのことを示す。事業の枠組み。

● 浄化槽

浄化槽法が改正され、平成 13 年 4 月から浄化槽は合併処理浄化槽のことをいい、単独処理浄化槽の設置は禁止された。しかし、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として、引き続き使用が認められている。このマニュアル中「浄化槽」と表記されているものは、「合併処理浄化槽」のことをいう。

● 生活排水

トイレからの排水及び生活雑排水（台所や洗濯、風呂など家庭からの排水）。

● 生活排水処理人口普及率

下水道、農業集落排水、浄化槽などで生活排水を処理している人口の総人口に対する割合のこと。「生活排水処理率」ともいう。

● 特別会計

国または地方公共団体の財政を経理する会計で、一般的な歳出・歳入を経理する一般会計以外に、特定の分野について一般会計と分離して財政運営を行うための会計。

●P S C (Pubic Sector Comparator)

事業を従来どおりの公共事業として実施した場合の公的財政負担見込額を現在価値化した費用のこと。

●PFI 事業 (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設、維持管理に民間の資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る民間促進事業のこと。平成14年度から、浄化槽市町村整備推進事業にPFI事業が認められた。

●PFI 導入可能性調査

対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上が見込めるか、民間の参入意欲がどの程度かについて、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、導入の可能性を判断するための調査で、調査期間は、事業規模に応じて概ね1年程度は見込んでおく必要がある。

●BOT (Build-Transfer-Operate ; 建設－譲渡－運営)

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(B)した後、施設の所有権を公共に移転(T)し、施設の維持管理・運営(O)を民間事業者が事業終了の時点まで行っていく方式

※市町村整備型では、同方式のみ国庫補助対象事業となる。

●分担金

市町村が合併処理浄化槽を設置することで利益を受ける者を受益者とし、受益者が合併処理浄化槽設置費用の一部を負担すること。受益者分担金ともいう。